平成２２年（フ）第２１１号
千葉県旭市見広1806番地17　グループホーム楓
債務者　三浦　百恵
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２４号
千葉県銚子市春日町2362番地の12
債務者　長塚真由美（旧姓白土）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５６５号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領483番地６
債務者　渡辺　忠高
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５６６号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領483番地６
債務者　渡辺　美香
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０８号
神奈川県平塚市長持257番地　長瀬アパート101
債務者　細谷　保夫
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６６４号
神奈川県厚木市妻田北３丁目６番30号サニーハイツ205
債務者　伊牟田直昭
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７２９号
神奈川県伊勢原市大山307番地、前住所神奈川県厚木市上落合436番地２　ハイツファミール203
債務者　逸見　香織
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７４４号
神奈川県小田原市千代86番地の13
債務者　稲谷　初江
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７６４号
神奈川県平塚市馬入本町１番１―201号　ジェイケイコロネット第一
債務者　横尾　道範
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７８５号
神奈川県小田原市飯田岡67番地の５
債務者　湯川　信一
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７９４号
神奈川県秦野市本町１丁目２番13号　タウンはたの202号
債務者　仲本千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８１０号
神奈川県厚木市下依知475番地３
債務者　磯部　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３２号
新潟市中央区水島町３番26号、前住所新潟市中央区南笹口１丁目８番25号　大通ハイツ104号
債務者　盛川　夏樹
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５８号
新潟県新発田市月岡温泉359番地１　小柳アパート７号
債務者　富樫　京子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１４６号
富山県高岡市木津1370番地４
債務者　西部　悦子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１４７号
富山県射水市三ケ2433番地、前住所富山県富山市高屋敷55番地114
債務者　島田　俊一
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１６３号
富山県射水市堀岡古明神22番地33
債務者　寶田　昌代
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１７１号
富山県射水市新開発503番地
債務者　堀田　順子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　富山地方裁判所高岡支部